

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「歯科医師法施行令の一部を改正する政令」の公布について（通知）

歯科医師法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 199 号）については、別紙のとおり令和 5 年 6 月 2 日に公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号。以下「新歯科医師法」という。）第 17 条の 2 第 1 項の規定により、大学において歯学を専攻する学生であって、臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（以下「共用試験」という。）に合格したものの（以下「歯学生」という。）は、臨床実習において歯科医師の指導監督の下、一定の歯科医業を行うことができるものとされたところ。
- 共用試験は、臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかを確認するものであり、臨床上必要な歯科医学及び公衆衛生に関して、歯科医師として有すべき知識・技能を確認する歯科医師国家試験とは内容が異なるため、医療安全や学生保護等の観点から歯科医師の指導監督の下であるとしても、一定の歯科医業については、歯学生が行うことができないよう、歯科医師法施行令（昭和 28 年政令第 383 号。以下「政令」という。）において、規定する必要がある。

第 2 制定の内容

- 新歯科医師法第 17 条の 2 第 1 項に規定する、「歯科医業（政令で定めるものを除く。）」の「政令で定める歯科医業」については、医療安全等の観点から、処方箋の交付とする。
- その他所要の改正を行う。

第 3 施行期日

- 改正法の施行の日である令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとする。

歯科医師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年六月二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十九号

歯科医師法施行令の一部を改正する政令
内閣は、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。
第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。
第十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（法第十七条の二第一項の政令で定める歯科医業）

第十三条 法第十七条の二第一項の政令で定める歯科医業は、処方箋の交付とする。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄